

昭和六十三年四月四日提出
質問 第二一 号

血液製剤によるエイズ感染に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年四月四日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎 殿

血液製剤によるエイズ感染に関する質問主意書

私は、本年二月二十七日の衆議院予算委員会並びに同三月九日の予算委員会第四分科会において血液製剤によるエイズ感染に関する諸問題について取り上げた。これまでに政府は、昨年三月三十一日に後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案いわゆるエイズ予防法を衆議院に提出したが、この法案は、我が国のエイズ患者並びに感染者の大部分を占める血友病患者に対する偏見・差別を固定化する恐れが強いとの批判がある。政府が、このような法案の立法化を推進しながら、一方で患者、感染者の救済措置等を後回しにしてきたことは極めて遺憾である。この際患者、感染者に対し速やかな救済措置が取られんことを求める立場から次の質問を行う。

一 世界の医学生生の教科書として有名な「メーラーの医薬品の副作用大事典」(第九版)には、血液製剤による副作用として肝炎をあげている。また、厚生省は、同省薬務局生物製剤課が発行し

た「血液事業の現状昭和56年」の中で「輸血の副作用として最も重要な課題は輸血後におこる肝炎である」とし、更に「血液事業の現状昭和59年」の中では「輸血による副作用・合併症として最も重要な課題は感染症である」としている。これは、厚生省自身が輸血の副作用として肝炎を認める内容である。エイズウイルスと肝炎ウイルスは、感染経路が酷似してるといわれ、いずれもウイルスが混入した血液から感染をする場合が多い。故に輸血による肝炎感染と同様に、エイズウイルスが混入した血液製剤を投与したことによるエイズ感染は、血液製剤による副作用とみるべきと考えるが、当局の見解を明らかにされたい。

二 私は、去る三月九日の予算委員会第四分科会において、厚生省エイズ対策専門家会議委員長が、財団法人「日本熱帯医学協会」の保存していた在外邦人八百六十三人分の血清を本人たちに無断でエイズの感染検査をし、その結果を学会で発表していた問題を取り上げた。これに対して厚生省は「(前略)個人を特定できない形でデータを発表しているわけでございますし、それ

から検体の検査の過程でも個人の名前は消去をした格好で取り扱っておるわけでございます。人権への配慮は十分に考えられておると私どもは考えておるわけでございます。」と答弁し、同委員長が本人たちに無断でエイズ検査及びその結果の発表をしたことについて、人権上の問題がなかつたとの見解を示した。しかし、八百六十三人分の血清のうちビルマに在留している邦人の分はわずか五件のみで、個人を特定することが可能になるが、それでも人権上問題がないといえるのかどうか、政府の見解を明らかにされたい。

三 厚生省感染症対策室が監修し、市販されている「日本のエイズ症例」(一九八八年一月二十日財団法人日本公衆衛生協会発行)には、我が国における三十のエイズ症例が発表されている。いうまでもなく、エイズ患者並びに感染者のプライバシーは守られるべきであるが、同書の記述には、個人を特定できる内容が多く含まれており、患者並びに感染者のプライバシーを侵害している。政府提出のエイズ予防法が、我が国のエイズ患者並びに感染者の大部分を占める血

友病患者に対する偏見・差別を固定化する恐れが強いとの批判がある今日、厚生省が監修をした同書の内容は、エイズ患者並びに感染者のプライバシーにかかわる問題の取扱いについて軽率であるとのそしりをまぬがれない。以下、同書に掲載された三十例のうち二例の要点をあげる。なお、原文では、○印の箇所には数字が入っている。

① 症 例 ○○歳代、男性、日本人、独身。

既往歴 輸血歴、○○歳、○○歳時あり。

現病歴 幼少時より出血傾向があり、昭和○○年（○○歳時）某大学病院にて血友病Aと診断された。○○年○月、○○年○月および○月外傷に際し、第Ⅷ因子製剤計一万一千五百単位の輸注を受けた。○○年○月○日転倒事故により右耳介後部外傷を受け、容易に治癒しないため○月○日当大学内科を受診した。

初診時所見（昭和○○年○月○日、午前十時）

身長〇〇〇・〇 cm、体重〇〇・〇 kg。体温正常。

経過

〇〇年〇月末より労作時呼吸困難を覚えはじめ、〇月初旬三十八度Cを超える発熱と下痢をきたす。〇月〇日入院。〇月〇日退院。（この患者が、挙動不審のため警察に補導された経過等の記述もあるが省略する）〇月下旬、再入院。三十八度Cの発熱もあり、両側頸部、左腋か、両側鼠径部のリンパ節が5mm〜1cm大に腫脹していた。〇月〇日退院し、現在外来治療により経過良好である。

その他この症例には、患者の口腔カンジタ症を記録するために患者自身の顎から鼻、眼にかけて撮影したカラーの顔写真と胸部X線写真が挿入されている。

② 症 例 〇〇歳、日本人男児、血友病B患者。

既往歴 血友病Bにて乳児期後半より血友病製剤の投与を受けていた。

現病歴 昭和〇〇年〇月、発熱・頸部リンパ節腫脹・全身に及ぶ非定形紅斑の出現を約一

週の経過で認めた。昭和〇〇年〇月〇日、発熱・下痢が出現。〇月〇日には一時軽快したが、〇月〇日より再び発熱し持続した。同時に十七%の体重減少を認め、〇月〇日某病院に入院となった。〇月〇日、某病院を退院となったが、〇月〇日、発熱、咳嗽、多呼吸が出現し、当院に入院となった。

昭和〇〇年〇月家族全員に対して行ったHIV抗体検査は、すべて陰性であった。

〇月中旬より患児および家族の希望を取り入れ、状態の許す限り外泊を許可したが、〇月〇日、鼻翼呼吸、意識障害が出現し、胸部X線写真にて肺門部を中心とする斑状陰影を認めた。各種薬剤投与を行うも改善は得られず、〇月〇日死亡した。死亡時、身長〇〇〇cm、体重は〇〇kgと健康時に比し三十一%の体重減少があり、るい瘦は著明に全身に及んでいた。

以上二つの例から明らかのように、入退院や死亡等の日付が克明に記されており、これを知

人、関係者がみれば人物を特定できるし、写真が掲載されていればなおさらのことである。藤本厚生大臣は予算委員会第四分科会の私の質問に対して、「患者、感染者のプライバシー、人権を守る、これは大きな柱であるわけでございますので、そういう点については十分に配慮が行き届くように私も考えてまいりたい」と答弁したが、厚生省監修で市販されている同書の内容は明らかに患者、感染者に対する人権上の配慮が欠けていると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 三月二十九日付の毎日新聞によると、産業医科大学の坂本久浩輸血部副部長の研究で、市販されているグロブリン製剤の大半がエイズと梅毒の陽性反応を示し、しかも投与された患者も感染はしないものの、一時的にエイズ、梅毒の抗体反応で陽性になったという。政府はこの事実について何らかの対応策を取るべきと考えるがどうか。また、イギリスではエイズ抗体陽性のグロブリンは販売を禁止しているが、日本でも回収措置を取るべきと考えるがどうか。併せ

て見解を求める。

五 血漿製剤のうち加熱処理されていないのはグロブリンだけである。そのためエイズ以外にも未知のウイルスが混入する恐れがある。一部のメーカーでは既にグロブリンの加熱処理化を實現させていると聞くが、この際早く承認をすべきではないか。政府の見解を具体的に示されたい。右質問する。